

規約改定のお知らせ

DMM.make
AKIBA

平素は、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、施設利用の更なるサービス向上を目的として規約を改定する運びとなりましたのでお知らせいたします。
詳細につきましては、下記内容をご確認くださいませようお願い申し上げます。

改定日

2021.01.12 (火)

改定対象
の規約

- DMM.make AKIBA 会員規約

改定内容

- 未成年の会員登録方法の変更
- 日本に居住用の住所がない方の登録方法の追加
- 本人確認、および入会手続きの変更

DMM.make AKIBA 会員規約

■ 第4条 入会資格

- 【※第2項変更】 **変更前** 2. 15歳以上で、中学校を卒業した方。なお、未成年の方が会員となるには、法定代理人の同意および同意書が必要となりますので、別途当社にお問い合わせください。
- 変更後** 2. 15歳以上で、中学校を卒業した方。なお、未成年の方が会員となるには、法定代理人の同意および同意書の提出、法定代理人の本人確認が必要となりますので、別途当社にお問い合わせください。
- 【※第4項変更】 **変更前** 4. 入会の際、氏名、生年月日、住所、名称、所在地等が記載された本人確認書類を提示できる方。
- 変更後** 4. 入会の際、氏名、生年月日、住所等が記載された顔写真付本人確認書類を提示できる方。なお、日本に居住用の住所がない方は身元保証人の同意、および同意書の提出、身元保証人の本人確認が必要となりますので、別途当社にお問い合わせください。

■ 第5条 入会

- 【※第6項変更】 **変更前** 6. 初回来館
有料会員にお申込みの場合、初回来館時に、当社が指定する本人確認書類（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、その他官公庁発行書類等で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの）をご持参ください。なお、初回来館時に会員の顔写真を撮影し、本人確認や再入会時の審査、サービスを提供する上での照合等に利用します。
- 変更後** 6.本人確認
初回来館時に、当社が指定する本人確認書類（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード、その他官公庁発行書類等で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの）をご持参ください。また、初回来館時には、会員の顔写真を撮影し、本人確認や再入会時の審査、サービスを提供する上での照合等に利用します。なお、顔写真付身分証明書および顔写真の登録ができない場合、有料会員の入会手続きは、完了しません。
- 【※第7項変更】 **変更前** 7. 入会手続きの完了
有料会員の入会手続きは、第1項、第2項および前項の手続きに加え、Web上でのクレジットカードの有効性確認および窓口での重要事項の説明と同意をもって完了します。
- 変更後** 7. 入会手続きの完了
有料会員の入会手続きは、第1項、第2項および前項の手続きに加え、Web上でのクレジットカードの有効性確認をもって完了します。